

平成 29 年度 第 4 回寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会 会議要旨

1 日時

平成 29 年 10 月 31 日（火）午後 2 時から午後 4 時まで

2 場所

市役所 議会棟 5 階 第 2 委員会室

3 出席者

(委員)

- ・学識経験を有する者：新川達郎、牧田勲
- ・市議会議員：野々下重夫、廣岡芳樹
- ・公募による市民：桑田信之、中村茂徳、東口啓一
- ・市職員：荒木和美、長滝谷保、松原徹

※ 敬称略

(事務局)

吉田課長、村井課長代理、吉田係長、藤枝、吉本

4 次第

- (1) 条文の検証（第 13 条から）
- (2) その他

5 会議内容

- (1) 条文の検証（第 13 条から）

① 条文全般について

<委員の主な意見>

- ・文末の「ものとする」について、第 4 章議会及び第 5 章行政については、より強い表現とする方が良いと考える。

<確認した事項>

- ・文末の表現については、引き続き委員会で議論を行う。

② 第 13 条（議会の役割）

<委員の主な意見>

- ・第 1 項について、役割を規定する条文なので、文末を「～を行う」にし

てはどうか。

- ・ 第1項で「様々な意見」とあるが、もう少し詳細に内容を記述してはどうか。
- ・ 「様々な意見」は、こういう表現をするしかなかったのではないか。市政に関しては、例えば、寝屋川市で働いたり、あるいは学校に通っている子どもも含めて、様々な人が寝屋川市を利用されるので、そういった方々の意見などを反映されてこそ寝屋川市でもあるのではないかと考える。
- ・ 第1項で「施策の決定」とあるが、議会が全ての施策の決定をしているわけではないため、別の表現を検討できないか。
- ・ 市が行う施策全てについて議会が決めて実施しているということではないが、表現として市長及び執行機関が施策を決定するというのは非常になじむ。
- ・ 第1項で「けん制」とあるが、別の表現を検討できないか。
- ・ 第2項は地方自治法上当然の内容であるので、第2項をもう少し詳しくしても良いのではないか。国等への意見表明など、具体的な役割を入れてはどうか。
- ・ 議会は、けん制、監視の前提として、市の意思決定を行う責任についての自覚を持ち、ことにあたらなくてはならないと考える。そのため、「市政の進展、市民自治の推進に努める」という文言を追加してはどうか。
- ・ 議会のみ「役割」と「責務」を2条に分けて規定されているのは、それだけ議会の役割、仕事というのは重要であると認識されているのではないか。
- ・ 条例制定時の市民検討委員会の最終報告書では、「役割」と「責務」が一体で報告されていた。市民、議会、行政が共有する基本的な理念及び原則を定める条例であるので、議会についてきちんと定義付けをしましょうという議論があり、第13条をきっちりと規定した経緯がある。

<確認した事項>

- ・ 文末の表現については、引き続き委員会で議論を行う。
- ・ 委員会での議論の内容を整理し、対応内容を委員会で示すとともに、規定の仕方については、引き続き委員会で議論を行う。

③ 第14条（議会の責務）

<委員の主な意見>

- ・ 条文の規定が努力義務になっているがどう扱うか。全体とのバランスを踏まえ議論が必要ではないか。

- ・ 第 14 条から責務と書いているところは「ものとする」よりも強い義務化を図るべきではないか。「議会」から「行政」まで強い義務化を規定すれば良いのではないか。
- ・ 第 1 項で「調査し、監視する機能」とあるが、議会の責務として充分であるか。
- ・ 第 2 項で「開かれた議会運営」とあるが、説明がもう少し必要ではないか。例えば、議会が保有する情報の共有化、市民との情報共有等を記載できないか。

<確認した事項>

- ・ 文末の表現については、引き続き委員会で議論を行う。
- ・ 委員会での議論の内容を整理し、対応内容を委員会で示すとともに、規定の仕方については、引き続き委員会で議論を行う。

④ 第 15 条（市議会議員の役割及び責務）

<委員の主な意見>

- ・ 第 15 条では、議員個人の資質としての在り方と、議員本来の責務が書かれているが、分けて記載すべきではないか。
- ・ 前 2 条に「議会の役割」及び「議会の責務」を書いているので、その責務、役割を果たす旨を記述してはどうか。
- ・ 議員一人一人が役割責務をしっかりと果たしてもらいたい、議員としての基本的な在り方に関わるどころ、政治倫理、説明責任、個人情報保護、政務活動費等、しっかりと書き込めないか。
- ・ 特別職の公務員について、地方公務員法上の守秘義務は当然にあるものである。
- ・ 「市政への提案、提言等」の前に、地域の課題や市民の意見を把握し、総合的な視点に立ち市民の信託に応えるといった趣旨を入れてはどうか。

<確認した事項>

- ・ 委員会での議論の内容を整理し、対応内容を委員会で示すとともに、規定の仕方については、引き続き委員会で議論を行う。

⑤ 第 16 条（市長の役割及び責務）

<委員の主な意見>

- ・ 第 1 項について、「市民の信託」という視点を入れてはどうか。また、市政全体を代表し、市政の方向性を定めるといったことを記載してはどうか。

- ・ 第1項で「社会経済情勢及び市民ニーズの変化」とあるが、少し抽象的ではないか。
- ・ 第2項について、職員の指揮監督と組織改革という視点よりは、人材育成の視点を盛り込んだ方が良いのではないか。

<確認した事項>

- ・ 委員会での議論の内容を整理し、対応内容を委員会で示すとともに、規定の仕方については、引き続き委員会で議論を行う。

⑥ 第17条（行政の役割及び責務）

<委員の主な意見>

- ・ 行政内部における組織間の連携・協力について、条文に盛り込んではどうか。
- ・ 市民意向の反映あるいは、市民参加を位置付ける必要はないか。

<確認した事項>

- ・ 引き続き委員会で議論を行う。

⑦ 第18条（職員の役割及び責務）

<委員の主な意見>

条文の規定に関する意見は特にありませんでした。

⑧ 第19条（行政運営）

<委員の主な意見>

- ・ 総合計画をどう位置付けるか。見出しを変更し総合計画の内容にしてはどうか。
- ・ 条例の趣旨に基づき総合的な計画を策定する、他の計画との整合を図る、基本構想は議会の議決を経て定めるという条項を追加してはどうか。
- ・ 第2項、第3項として、議会の議決の必要性、他の計画は総合計画に基づく旨を規定してはどうか。
- ・ 総合計画以外の重要な個別計画についても、議会の議決を経て定める旨を規定してはどうか。
- ・ 個別計画は、総合計画に基づき策定するため、個々の計画については、議決は不要ではないか。

＜確認した事項＞

- ・ 本条例における総合計画の位置付けについて、引き続き委員会で議論を行う。
- ・ 委員会での議論の内容を整理し、対応内容を委員会で示すとともに、規定の仕方については、引き続き委員会で議論を行う。

⑨ 第 20 条（財政運営）

＜委員の主な意見＞

- ・ 第 1 項に「計画的」という文言を追記してはどうか。
- ・ 第 2 項の主語は行政で良いのか。内容をもう少し具体的に書けないか。
- ・ 市では、寝屋川市財政状況の公表に関する条例があり、整合性を図るという意味での整理が必要であるかもしれない。

＜確認した事項＞

- ・ 委員会での議論の内容を整理し、対応内容を委員会で示すとともに、規定の仕方については、引き続き委員会で議論を行う。

⑩ 第 21 条（行政評価）

＜委員の主な意見＞

- ・ 条文の規定をもう少し具体的に書いても良いのではないか。目標設定についてや、有効性・効率性で施策を評価するという内容、評価結果のフィードバックを市民サービスにつなげるという観点等を盛り込んではどうか。
- ・ 「市民サービスの向上」より、市民満足度や市民福祉の向上の方が良いのではないか。

＜確認した事項＞

- ・ 委員会での議論の内容を整理し、対応内容を委員会で示すとともに、規定の仕方については、引き続き委員会で議論を行う。

⑪ 第 22 条（行政手続）

＜委員の主な意見＞

- ・ 行政手続条例の趣旨を確認し、その内容を条文に反映させてはどうか。行政手続条例の理念を伝えられるような書きぶりを検討してはどうか。

＜確認した事項＞

- ・ 引き続き委員会で議論を行う。

⑫ 第 23 条（法令遵守）

＜委員の主な意見＞

- ・ コンプライアンスに加え、政策法務分野の重点化に関する内容を条文に盛り込んではどうか。

＜確認した事項＞

- ・ 引き続き委員会で議論を行う。

⑬ 第 24 条（国、他の自治体等との連携）

＜委員の主な意見＞

- ・ 国、都道府県とは、対等な協力関係の下での役割分担が重要である。一方で市町村とは、広域での連携であり、分けて書いてはどうか。

＜確認した事項＞

- ・ 引き続き委員会で議論を行う。

(2) その他

次回の検証委員会は、11月7日（火）午前10時から、市役所本庁2階第一会議室で開催する。

本日の会議要旨について、次々回の委員会までに委員へ配布する。